

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【公表番号】特表2017-530803(P2017-530803A)

【公表日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-040

【出願番号】特願2017-518876(P2017-518876)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/315 (2006.01)

A 6 1 M 5/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/315 5 5 0 P

A 6 1 M 5/20 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 6】

駆動スリープ40は、(クラッチプレート120を介した)用量設定要素60とのインターフェースからリセットプレート150とのスプライン型歯(splined tooth)インターフェース41、151(図3)まで下方に延びる。これは、用量設定中、駆動スリープ40への回転拘束をもたらす。ボタン70が押さえられたとき、これらのスプライン歯41、151は、係合解除され、駆動スリープ40が駆動ばね90の作用下で回転することを可能にし、設定用量を投薬する。駆動スリープ40のラチェット歯42およびクラッチプレート120の対応するラチェット歯121は、滑りクラッチを形成する。ボタン70を押さえることはまた、駆動スリープ40と用量設定要素60との間の追加のスプラインクラッチ43、61を係合させる。